

# 福祉避難所 ってなあに？



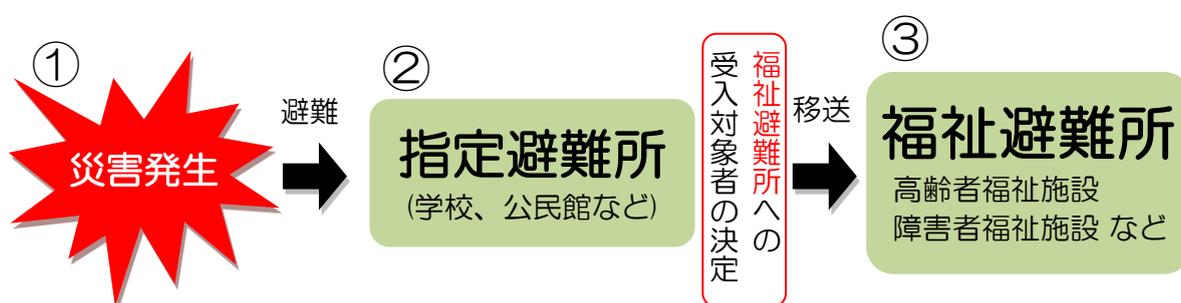
奈良市

# 福祉避難所 とは…

福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者（※）が避難する施設です。

（※） 要配慮者…災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な方（その他の者：妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等）

## 避難の流れ（概要）



- ① 災害発生により被災された方は、個々の判断や奈良市からの避難指示を受け、開設された指定避難所（小学校の体育館や公民館等）に避難します。
- ② 奈良市は、指定避難所等で収集した避難者情報等をもとに、保健師等により福祉避難所への受入れを必要とする対象者の状態の把握に努めます。また、各施設の被災状況を把握し、福祉避難所の開設可否を確認します。  
協定施設において福祉避難所を開設する場合は、把握した対象者数などの情報を共有し、施設に対し要配慮者とその家族等の受入要請を行います。
- ③ 奈良市は、受入施設決定後、速やかに要配慮者本人やその家族等に連絡します。この後、受入体制が整えば、要配慮者を家族等の支援により移送していただきます。



- 災害発生後、直ちに開設されるものではないため、まずは、指定避難所（小学校体育館 等）に、避難してください。
- 福祉避難所は、奈良市（災害対策本部）が災害の状況に基づき、必要性や協定を結んでいる施設の被害状況を判断して開設する避難所です。

# 福祉避難所 Q&A

---

Q1) 福祉避難所とは？

A1) 災害時に避難所等での生活が難しい方が避難できる避難所で、奈良市と協定を結んでいる施設になります。

Q2) どんな施設があるの？

A2) 「高齢者福祉施設」「障害者福祉施設」などがあります。

Q3) どのような人が避難できるの？

A3) 災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な方（その他の者：妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等）が対象者となります。このような配慮が必要な方を「要配慮者」として支援します。

Q4) どんなときに福祉避難所が開設されるの？

A4) 奈良市（災害対策本部）が災害の状況に基づき、必要性や協定を結んでいる施設の被害状況を判断して開設します。

Q5) 直接、施設に避難できないの？

A5) 原則、直接避難はできません。

指定避難所等に避難された方の中で、要配慮者とされる方の状態や受入施設の被害状況を踏まえ、施設と要配慮者とのマッチングを行い案内します。

Q6) 高齢なので優先的に避難できないの？

A6) 治療が必要な方や日常生活に全面的な介助が必要な方、一方で、家族の介助があればある程度自立ができる方、さらに、完全に自立されている方など、高齢であっても状態は様々であると考えられます。そのため、避難された方の状況を把握（スクリーニング）し、対象者のニーズ・状態に応じた優先順位の決定（トライアージ）により、福祉避難所等へ案内いたします。

Q7) 福祉避難所へはどうやって行くの？

A7) 原則、福祉避難所への移送は家族または支援者をお願いすることになります。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、奈良市または施設などで移送を行うこととなります。

※ 家族以外で移送する際は、原則、家族等の同乗をお願いします。